

# 使用済みオフィス家具の 適正な処理のためのガイドライン

2024年12月

一般社団法人日本オフィス家具協会

## 1. 当ガイドラインの目的

顧客の使用済みとなったオフィス家具の廃棄処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法もしくは法という）に記載の通り、顧客が自らの責任において法に則り適正に処理を行わなければならないが、少量のオフィス家具の廃棄のために委託契約を結び、マニフェストを発行・管理するなど、顧客は大きな負担を負うことになる。

こうした顧客の負担を軽減することで、不法投棄の防止や自治体の廃棄物処理の負担軽減に資するものとして、JOIFA 会員が使用済みオフィス家具の適正な処理のために果たすべき責任と役割を以下に述べる。

## 2. 顧客が産業廃棄物として処理する場合の JOIFA 会員が果たすべき責任と役割

顧客は、使用済みとなったオフィス家具を廃棄する場合、自らの責任において適正に処理しなければならない（法第三条）。

### (1) 顧客が廃棄物処理を産業廃棄物処理業者に直接委託する場合

JOIFA 会員は、顧客が使用済みとなったオフィス家具を産業廃棄物として運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法により、以下の義務を負うことを顧客に周知する。

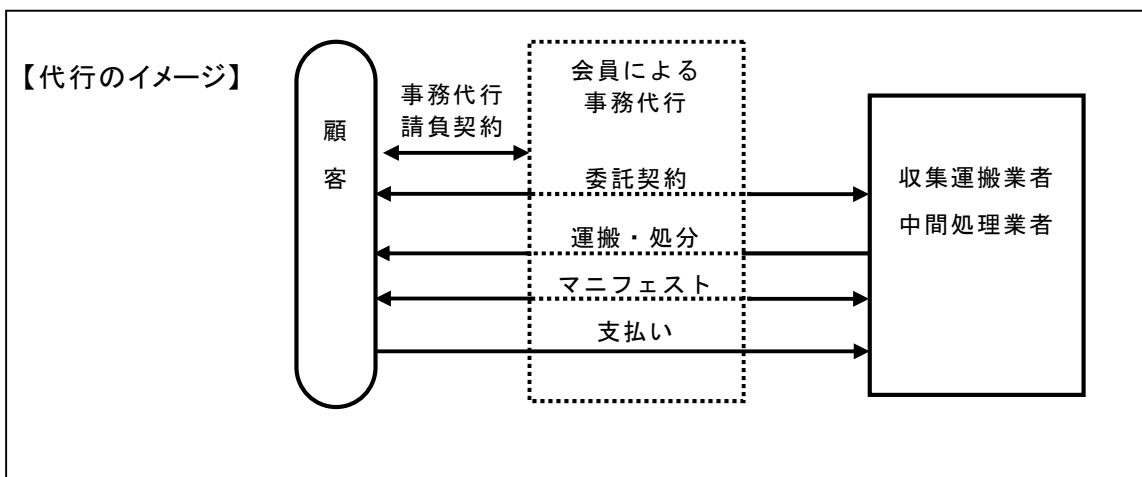
- 1) 顧客は、「事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準」に従い、産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者と委託契約を締結しなければならない（法第十二条）。
- 2) 顧客は、廃棄物処理を委託するときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、管理しなければならない（法第十二条の三）。
- 3) 顧客は、その他の廃棄物処理法の法的義務を順守しなければならない。

### (2) JOIFA 会員による産業廃棄物処理業者の紹介

JOIFA 会員は、顧客の要請により、産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者を紹介することができる。

### (3) JOIFA 会員による契約事務等の代行

JOIFA 会員は、顧客の要請により、顧客と産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者の委託契約事務、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付・管理、委託費用支払いなどを代行することができる。代行する場合は、事務代行請負契約や支払いに関する契約等を締結するなど産業廃棄物処理を請け負うような誤解を招かないようにする。



#### (4) JOIFA 会員が「下取り」として回収する場合

顧客が使用済みとなったオフィス家具を廃棄する場合、法の義務を果たすために、前項「(1)委託」、「(2)紹介」、「(3)代行」などの方法があるが、これらの方法の実施に要する費用や手間による負担が大きいなどの理由で、実施することが困難であると顧客が判断して、JOIFA 会員に使用済みのオフィス家具の引き取り要請があった場合、「不法投棄防止」や「一般廃棄物への偽装防止」、「資源の有効活用」等の見地から、JOIFA 会員は「下取り」として回収することができる。

JOIFA 会員が顧客から下取りを要請された場合には、「新しい製品を販売する際に、商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である」との環境省通知(令和 2 年 3 月 30 日環循規発第 2003301 号)に記載の通り、収集運搬業の許可が無くても下取りは可能である。

ただし、以下の費用は「下取りの無償の範囲」に含まれない。

・オフィス家具の分解、解体作業や顧客敷地内の横持ち運搬作業など、引き取るための準備に係わる作業費用

また、JOIFA 会員が「下取り」として回収する場合、以下の事項を順守しなければならない。

- 1) 顧客から申し受ける作業費用については、社会通念に照らし合わせて妥当な金額であること。
- 2) JOIFA 会員は、「下取り」したオフィス家具を運搬するとき、不法投棄や不正転売の防止に最大限努力しなければならない。
- 3) JOIFA 会員は、再生利用を製造事業として確立・継続し、オフィス家具の原材料の一部として、再生利用を行うように最大限、努力しなければならない。
- 4) JOIFA 会員は、「下取り」をしたオフィス家具を廃棄する場合には、排出者として適正な処理を行わなくてはならない。なお、この場合には会員が排出する廃棄物となるので、下取り元の顧客に、顧客名義の産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する事はできない旨を説明することが必要である。

#### 【下取りの意義】

オフィス家具の廃棄は、本来顧客が自らの責任で処理しなければならないものであるが、少量のオフィス家具の廃棄のために委託契約を結び、マニフェストを発行・管理するなど、顧客に大きな負担を負わせることになる。

JOIFA 会員の「下取り」は、こうした顧客の負担を軽減することによって、不法投棄の防止や自治体の廃棄物処理への負担を軽減することに資するものとして行っている。

また、JOIFA 会員は、下取りした製品を分別し適正に廃棄処理しており、その費用は会員の負担のもとで行われている。

一部顧客が「下取りなのだから、すべて無償」であることを求めることがあるが、JOIFA 会員は、顧客の本来の義務や以上の状況を説明し、無償である範囲は無制限ではなく、「オフィス家具の分解、解体作業や顧客敷地内の横持ち運搬作業など、引き取るための準備に係わる作業費用は下取りには含まれない」ことに理解を得るべきである。

### 3. 建設工事に伴い生ずる廃棄物処理での例外

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が自らの責任において適正に処理しなければならない(法第二十一条の三)。

- (1) 元請業者とは、「建設工事の請負契約」を注文者と直接締結した建設業を営む者をいう。
- (2) JOIFA 会員が請け負う建設工事には、内装仕上工事や電気通信工事などがあるが、以下のような業務は含まない。

- ・物品供給契約による、オフィス家具の組み立て設置業務や耐震金具等の取り付け業務
- ・設備、機器等の保守点検のみの業務
- ・機械、装置等の運搬のみの業務

- (3) 元請業者としての注意

産業廃棄物処理業の許可の無い下請業者に、廃棄物処理をさせてはならない。また、下請業者が勝手に廃棄物処理した場合でも、元請けが管理責任を問われるので、管理監督が必要になる。

また、産業廃棄物処理業の許可を有する下請業者に廃棄物処理をさせる場合でも、産業廃棄物処理委託契約を締結しなければならない。

- (4) 下請業者としての注意

元請業者から口頭による指示または示唆により、廃棄物処理を要求されたときは、廃棄物処理法違反(委託基準違反)になることを説明し、適正処理を行うことを求めなければならない。

---

作成 : 一般社団法人日本オフィス家具協会 環境部会  
改訂履歴 : 2018年05月 (Ver1.0)  
2024年12月 (Ver2.0)